

## 韓国知的財産ニュース 2014 年 7 月後期

(No. 275)

発行年月日：2014 年 8 月 8 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

### ★★★目次★★★

このニュースは、7 月 16 日から 31 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

#### 法律、制度関連

※今号はありません。

#### 関係機関の動き

- 2-1 特許のパッケージ化に関する技術説明会を開催(7. 17)
- 2-2 「特許庁と K-water」、水産業の発展に向けて協力(7. 22)
- 2-3 特許庁、輸出中小企業の海外権利化を支援(7. 24)
- 2-4 知的財産情報、ワンストップで調べられる(7. 25)
- 2-5 特許審査に関する現場の声を聞く(7. 25)

#### 模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 米特許商標庁、アップルの「ピンチトゥーズーム特許」の無効を維持(7. 17)
- 3-2 通販ヒット商品「キムチ保存用器」の特許が無効に(7. 17)
- 3-3 LG 電子、パテントトロール MPT との訴訟で勝訴(7. 18)
- 3-4 自動車業界に飛び火した「ICT 特許紛争」(7. 22)
- 3-5 韓国企業に 1 兆ウォン規模の特許訴訟、本当の狙いは？(7. 23)
- 3-6 LG 化学 - セルガード、セパレータに関する特許紛争が本格化(7. 24)
- 3-7 キヤノン、「感光ドラム」の特許訴訟で韓国企業に勝訴(7. 24)

#### デザイン (意匠)、商標動向

※今号はありません。

#### その他一般

- 5-1 有機 EL の封止技術の特許出願が急増(7. 21)

## 法律、制度関連

※今号はありません。

## 関係機関の動き

### 2-1 特許のパッケージ化に関する技術説明会を開催

韓国未来創造科学部(2014. 7. 17)

未来創造科学部(長官チェ・ヤンヒ、以下、未来部)は、18日、研究成果実用化振興院とドリームエンターと共同で関連企業およびベンチャー・エンジェル投資家を対象に、「パッケージ化に関する技術説明会」を開催する。

同説明会にはインテレクチュアル・ディスカバリー(株)、AVA エンジェルクラブ、韓国ベンチャー協会、鐘根堂(株)など、当該技術に関心のある企業関係者、ベンチャー・エンジェル投資家が参加して、パッケージ化の技術に関するプレゼンを行い、事業化の観点から意見を提示する予定だ。

特許のパッケージ化は、研究機関が分散保有している個別の特許を商品単位にパッケージ化し、効率的に技術移転を進めるための取り組みだ。単一特許では具現できない大型技術の具現ができるようになり、技術の価値および活用可能性を高めるのはもちろん、ニーズのある企業も必要な技術を容易に探索・獲得できる。

そのため、未来部は公共研究機関が有している特許を対象に特許のパッケージ化を支援している。急速な市場拡大が予想される分野における重要特許の保有機関を対象にコンソーシアムを公募し、今年6月に3D プリンティングなど5件の技術について支援を開始した。

コンソーシアム別に専門コンサルティング業者が参加して、保有特許の分析を通じてポートフォリオ(特許群)を構築し、ニーズ企業の発掘や技術移転の交渉などの技術マーケティングを密着支援する計画だ。

未来部のイ・クンジェ研究開発政策官は「大学および研究機関が保有している特許をパッケージ化する過程において、需要者である企業と投資家の意見を反映し、活用可能

性を高めることで、産業競争力を強化するきっかけになるよう支援していきたい」と述べた。

一方、未来部は事業化可能な成果について、7月29日からドリームエンターにて2週ごとに技術説明会を開催する予定だ。具体的な日程や対象技術などは研究成果実用化振興院 (<http://www.compa.re.kr>) とドリームエンター (<http://dreamenter.or.kr>) のホームページで確認できる。

## 2-2 「特許庁と K-water」、水産業の発展に向けて協力

韓国特許庁(2014.7.22)

特許庁(庁長キム・ヨンミン)と K-water(韓国水資源公社、社長チェ・ケウン)は、7月21日、K-water 大田本社にて、水分野における知的財産システムの先進化と中小企業同伴成長に向けた MOU を締結した。

今回の MOU は、両機関が水産業および災害防止技術分野における知的財産の創出・保護・活用システムを高度化し、知的財産を活用する中小企業の成長を支援することで、雇用創出と経済革新を図るためのものだ。

水産業は、人類の暮らしに欠かせない様々な生活・工業用水を生産・供給し、下水・排水の移送・処理を行う重要な基盤産業だ。最近は、高付加価値の先端技術を生み出す巨大産業として急速に成長している。グローバル水市場の規模は、昨年の 5,569 億ドルから 2018 年には 6,890 億ドルへ年平均 4.2%の成長を遂げるとの見通しだ(データ: Global Water Intelligence)。実際、地球上の水資源のうち、海水、氷雪、地下水以外に使用されている淡水湖・河川水は 0.3%(56 万 km<sup>3</sup>)に過ぎない。世界銀行は 20 世紀が「石油の戦争」だったのであれば、21 世紀は「水の戦争」になると予想している。

特許庁は水産業の分野において高付加価値の知的財産を創出するため、知的財産権中心の技術獲得戦略を拡散させるほか、知的財産権の管理強化および活用促進に向けて知的財産経営システムの高度化を支援する。また、国内外市場で知的財産権を有効に保護できるように知的財産権に対する侵害・紛争問題への対応力量強化を後押しする計画だ。

K-water は、中小企業が知的財産権を効果的に確保・事業化することで持続的な成長ができるよう、中小企業との成果共有制度、官民共同で行う投資技術の開発、購買条件付きの新商品開発、水道の新技术導入、技術の実証・性能テストに向けた試験場 (Test-bed) などの技術および経営を支援する。

キム庁長は「水産業分野の研究開発 (R&D) 特許技術が産業界へ効率的に移転され、国内の水関連企業が成長できるよう水資源公社と積極的に協力していきたい。さらに、国土、環境、海洋など産業分野別の R&D 成果を持続的に拡散させるため、その他の公企業とも協力を続けていく予定だ」と述べた。

## 2-3 特許庁、輸出中小企業の海外権利化を支援

韓国特許庁(2014. 7. 24)

特許庁と韓国貿易協会が協力して行う海外権利化支援事業に関する下半期の受付が開始された。海外権利化支援事業は中小企業のグローバル競争力を強化し、海外進出を促進すべく、特許庁・自治体・韓国貿易協会が連携して施行するもので、今年は合計 67 億ウォン規模の支援が行われる。

海外権利化支援事業は、30 カ所の地域知識財産センターの随時受付を通じて約 1,200 件、韓国貿易協会の協力を通じた上・下半期の定期受付を通じて約 500 件が支援対象となる。特許、商標、意匠の海外出願をする場合、それに関する出願費用、翻訳費用、審査請求費用、代理人費用などの出願費用の一部(1 件当たり 700 万ウォン前後)を支援する。

韓国貿易協会の協力事業は、上半期の受付(4. 21~5. 20)を通じて、747 社 1,466 件が受け付けられ、審査手続を経て特許 203 件、意匠 24 件、商標 61 件など計 288 件(217 社)を選定した。今回、下半期の受付では約 200 件を追加選定して支援する予定だ。

支援の申し込みは 8 月 8 日(金)18 時までホームページ(pct. ripc. kr)および韓国貿易協会のウェブサイト([www.kita.net](http://www.kita.net))にて受け付けている。

特許庁地域産業財産課のキム・ジメン課長は「海外権利化支援事業を通じて、輸出中小企業が予め知的財産権を確保することで、進出先での紛争予防に貢献できると思う」と述べた。

## 2-4 知的財産情報、ワンストップで調べられる

韓国特許庁(2014. 7. 25)

特許庁は国民に対する知的財産情報の活用拡散に向けて、対国民特許情報検索サービスである特許情報ネット・キプリス(KIPRIS、[www.kipris.or.kr](http://www.kipris.or.kr))を通じて、8 月からアイデア情報、標準技術情報の知的財産情報を提供し、これらの情報はメーリングサービスによりワンストップで提供する予定だ。

ワンストップ知的財産情報検索サービスは、ユーザーが様々な知的財産情報を検索するために、毎回複数のウェブサイト調べることなく、一回の検索で容易く情報を調べられるようにしたサービスのことで、検索時間・費用などユーザーの負担を最小限にしたのが特徴だ。

これまで特許情報ネット・キプリスでは、特許・商標・意匠の産業財産権情報に限られた検索範囲の提供、知的財産権紛争・判例情報などを検索できる「IP-NAVI」、伝統知識論文・伝統医学の情報を提供する「韓国伝統知識ポータル」、家電・家具など分野別の意匠情報を検索できる「DESIGNMAP」および海外特許庁の検索サービスも簡単に利用できるように連携サービスを提供してきた。

今後は、約8千件に上る特許庁と傘下機関が主催したアイデア・コンテストの受賞作情報、約67万件の移動体通信分野および約7万件のインターネット分野の標準技術情報までその範囲を拡大し、ワンストップで確認できるようにする予定だ。

特許庁は今年5月からユーザーが「お気に入りメーリングサービス」に登録した特許・商標・意匠の権利別に関心分野の検索式を予め入力しておけば、当該検索式に対する新着情報を定期的(日別、週別)に電子メールを通じて確認するオーダーメイド型サービスを提供している。今度は「お気に入りメーリングサービス」にアイデア受賞作情報および標準技術情報も追加し、オーダーメイド型の知的財産情報をワンストップで提供する。

特許庁情報顧客支援局のチェ・ギュワン局長は「今後は、より多くの知的財産情報を特許情報ネット・キプリスにてワンストップで提供し、ユーザーが簡単に知的財産情報を活用できるオーダーメイド型サービスを積極的に掘り起こし、支援していく計画だ」と述べた。

## 2-5 特許審査に関する現場の声を聞く

韓国特許庁(2014.7.25)

特許庁は7月24日、ソウルの韓国知識財産センターの大会議室にて、ポジティブ(Positive)審査の施行1周年を迎え、大企業・中小企業・研究所・大学の特許担当者、弁理士など、特許顧客の代表16人の参加の下、現場の話を聞く懇談会を開催した。

特許庁は、創意工夫のアイデアと想像力を高付加価値化することで雇用を創出する創造経済の時代を迎え、創造経済の基盤となる知的財産のシステム構築および知的財産の保護強化に向けて、強い権利の構築を支援する知的財産権の品質中心の審査サービスを

提供するために力を入れている。

その一環として特許庁は、特許行政サービスの全過程における刷新を通じて高品質の知的財産権を創出すべく、出願人と共に適正権利を作り上げるポジティブ審査(2013年6月)と企業の希望時期に特許・商標・意匠など、多数の出願を同時に審査する一括審査制度(2013年12月)を導入した。

ポジティブ審査は、特許が受けられない理由のみ羅列していた従来のネガティブ審査から脱し、出願人とのコミュニケーションを通じて、良質の特許が受けられる方法まで提示する行政サービスのことで、特許庁でこの1年間、力点を置いて進めてきた取り組みである。

特許顧客の代表は、同懇談会において、これまで行われてきたポジティブ審査のプラス効果や問題点、ポジティブ審査のあり方などについて、イ・ジュンソク次長と心置きなく熱い議論を行った。

特に、大企業のL社特許開発チームの部長は、「審査官に補完の方向性を積極的に提示してもらい、とても効率的な審査対応ができた」と評価した上、「拒絶理由の通知のみならず、審査の全段階において補完の方向性を提示してもらいたい」と提案した。

審査前に出願人と審査官が会って補完の方向性を議論する予備審査出願を代理していたキム・ミリョン弁理士は「予備審査を通じて、拒絶理由の通知が無くてもすぐ登録できるので、顧客企業の事業化に大変役に立った」とコメントし、「予備審査の対象をもっと拡大してほしい」と建議した。

これについてイ次長は「業務負担が増えたのは事実だが、予備審査の対象を拡大するなど、良質の特許を作るためのポジティブ審査を拡大していく」と参加者のニーズを即反映したことで好評を得た。

さらにイ次長は「懇談会での意見を積極的に検討し、充実で目に見える効果を体験できるように、高品質の知的財産権の創出に向けたポジティブ審査の改善策を講じていく」と述べた。

## 模倣品関連及び知的財産権紛争



## 3-1 米特許商標庁、アップルの「ピンチトゥーズーム特許」の無効を維持

デジタルタイムズ(2014.7.17)

米国特許商標庁 (USPTO) がアップル社の「ピンチトゥーズーム (Pinch to zoom) 特許」の無効判断を維持した。

USPTO は、昨年 7 月、同特許が無効だという最終判定を下したが、これに対してアップルは再審を要請した。

ドイツの特許専門ブログ Foss Patents によると、16 日 (現地時間)、サムスン電子がアップルと特許紛争中の米カリフォルニア連邦北部地方裁判所に USPTO の法律組織である特許審判上訴部 (PTAB) がアップルの再審要請を受け入れなかったという内容の書類を提出したという。

同特許はアップルとサムスンの米国における第 1 次訴訟を通じて、サムスン電子の多数の商品が侵害したとの判決を受けていた。

同特許の無効維持により、第 1 次訴訟の上級審においてサムスン電子に科される賠償額が減額する可能性があると思われる。

デジタルニュース部

## 3-2 通販ヒット商品「キムチ保存用器」の特許が無効に

韓国特許庁(2014.7.17)

韓国特許審判院 (院長ホン・ジョンピョ) は、(株)ロックスターが(株)イージーアンドフリーの「中蓋のあるキムチ保存用器」特許 (実用新案登録第 465164 号) に対して提起した特許無効審判において、商品が特許出願前にテレビ通販を通じて公開されており、出願の際、公知例外の主張をしなかったため無効であると決定した。

イージーアンドフリーは 2012 年 1 月、テレビ通販を通じて広告した後、2012 年 10 月に特許出願をしたが、イージーアンドフリーの特許は本人の商品だとしても特許出願の前にテレビ通販を通じて公開されたという証拠が明白である以上、特許要件を満たすことができず、無効であるという決定が下された

今回無効となった「中蓋のあるキムチ保存用器」は、テレビやインターネット通販な

どで「黄土ヌルミ」、「キムチヌルミ」という商品名で販売され、人気を集めているヒット商品の一つだ。

\*ヌルミ：押さえるという意味

「中蓋のあるキムチ保存用器」は、キムチの上に石を載せ、汁に浸らせることで空気による酸敗を防ぎ、キムチの新鮮な味を維持できるようにする韓国伝統の方法に着目して開発した商品。同商品は、中蓋の空気排出口と縁の構成を改善し、従来の商品に比べて空気の排出が容易で、中蓋の動きがスムーズにできるようになっている。(別添1参照)

キムチ保存用器など、食品の密封用器の市場規模は、約3,000億ウォンに上ると推算されており、ロックアンドロック、サムガン・グラス、コメックス、タパーウェアなど約30の中小・中堅企業が競争を繰り広げているが、インターネットやケーブルチャンネルの拡大とともにテレビ通販番組などにより、特許出願の前に技術が公開される可能性が増している。

\*7月1日、(株)ロックアンドロックと(株)韓国陶磁器リビングの間で起こったデザイン無効審判においても、韓国陶磁器リビングのデザインが出願前日にネット上に公開されたことで、デザイン権が無効とされた。

一方、新商品を発売してから特許出願をしたとしても特許を受けられる制度は備えられている。つまり、特許を受けられる権利を持つ者が特許出願前に新商品をPR・販売した場合でも、1年以内に特許出願とともに公知例外の主張をすれば特許は受けられる。

キムチ保存用器など、食品の密封用器分野は比較的技術が単純で、新商品に対する模倣開発が簡単だという特性を考慮して、商品の発売・公開前に必ず特許出願から急ぐ必要がある。不可避な事情により出願前に技術が広告などを通じて公開された場合には、特許出願の際に必ず公知例外を主張して、無効を予防することが重要だ。

一方、現在は公知例外の主張を必ず特許出願の際に行い、証明書類も30日以内に提出するよう義務付けられているが、特許庁では創意工夫のアイデアに対する保護を強化し、出願人の便宜を図るべく公知例外の主張や証明書類の提出時期を特許登録前までとする緩和策を検討している。

## <別添1>中蓋のあるキムチ保存用器

### 1. 形態

中蓋を押してキムチを汁に浸らせることで、空気によるキムチの酸敗を防止できるキ



ムチ専用の保存容器



「中蓋のない用器」



「中蓋のある容器」

## 2. 構成および機能

キムチ保存用器の中に中蓋があるもので、中蓋に多数の空気排出口があるため、中蓋を押してキムチを汁に浸からせる際に空気がすぐ排出される。また、中蓋の縁が上向きに巻き上がる軟らかい材質を採用しているため、中蓋を用器の内壁に密着させたままスムーズに押すことができる。

### 3-3 LG 電子、パテントトロール MPT との訴訟で勝訴

デジタルタイムズ(2014.7.18)

LG 電子は、いわゆるパテントトロールである MPT (Multimedia Patent Trust) との特許訴訟の控訴審で勝訴した。

米連邦控訴裁判所は 17 日 (現地時間)、LG 電子が MPT の特許を侵害していないとの 1 審の判決を確定した。

昨年 2 月、カリフォルニア南部地方裁判所は LG 電子が MPT の特許を侵害していないという 1 審判決を下した。

MPT は 2010 年末、LG 電子が米国市場で販売している「チョコレート」など携帯電話の 69 モデルが動画圧縮に関する 2 件の特許を侵害したとして、LG 電子を提訴した。

LG 電子の関係者は「裁判所の決定を歓迎する。パテントトロールに対しては、今後も強硬な姿勢で対応していく」と強調した。

パク・ジソン記者

### 3-4 自動車業界に飛び火した「ICT 特許紛争」

デジタルタイムズ(2014.7.22)

情報通信技術 (ICT) と自動車産業間で融合が加速化していることで、ICT の特許紛争が自動車分野にまで拡大している。

ICT を融合したエコカー、スマートカーなど未来型自動車技術の開発競争が日増しに激しくなっており、紛争はさらに激化すると見られている。

22 日、韓国知識財産研究院と関連業界によると、2011 年から 2013 年までの 3 年間、現代自動車、フォルクスワーゲン、トヨタ、ダイムラー、GM など、主な完成車メーカーの特許紛争件数は 188 件に上っているが、そのほとんどが ICT 技術に関するものだった。

トヨタが 70 件で最も多く、現代自動車も 45 件に上った。その次に GM(39 件)、フォルクスワーゲン(24 件)、ダイムラー(10 件)の順だった。

特許紛争の対象になった技術は、カーナビゲーション、カーオーディオ、車載通信ネットワーク、走行制御などに適用される ICT 技術がほとんどだった。

自動車電装部品に適用された ICT 技術が特許紛争の主なターゲットになっている点、特にスイスのカーナビメーカーであり、パテントトロールであるビーコン(Beacon)社は、大体の自動車メーカーと特許紛争中だ。

AFFINITY LABS OF TEXAS と Delaware Radio Technologies もそれぞれカーオーディオシステムとアナログ・デジタル通信技術特許を武器に特許紛争を起こしている。

AVS(American Vehicular Science)も車両診断およびモニタリングシステムなど、スマートカーに関する重要特許のことで自動車メーカーと訴訟が続いている。

最も多い紛争に巻き込まれているトヨタは、2011 年ビーコン社など 9 社から特許訴訟

を提起された上、昨年は AFFINITY LABS OF TEXAS 社など 6 社から提訴された。

特に、AVS は昨年の 1 年間でトヨタに対して 23 件の訴訟を提訴した。

現代自動車もターゲットになっている。2011 年に 7 件だった特許紛争が 2012 年に 20 件、2013 年に 18 件へ増加した。主な紛争相手は同じく AVS だ。

AVS は車両診断システムと搭乗者の重量感知などの特許を侵害したという理由で、2012 年 10 月と昨年初めにテキサス東部地方裁判所で現代自動車・起亜自動車に対して約 10 件の特許侵害訴訟を起こした。

今回提訴対象になった現代自動車の技術には、エアバッククッションとエアコン圧縮機、電気切断機などの回避設計が立てられていたら紛争を避けられたはずの特許も含まれており、特許紛争に対する防止策が不十分だったと見られる。

韓国知識財産研究院のキム・ヒョクジュンチーム長は、自動車の急速なスマート化により、衝突回避、自動駐車などに関する特許の増加が目立っていると言及し、これまで特許紛争の主戦場だった IT 技術が自動車と融合したことで、紛争の対象が自動車業界にまで広がっているだけに、オリジナル技術を確保する努力とともに、特許紛争に対応できる力量とシステムを強化することが重要だと強調した。

イ・ジュンギ記者

### 3-5 韓国企業に 1 兆ウォン規模の特許訴訟、本当の狙いは？

デジタルタイムズ(2014. 7. 23)

韓国企業に対するグローバル企業のけん制が続いている。韓国産業のステータスを確認できる側面ともいえるが、紛争による経営萎縮が懸念されるだけに、対策が求められるとの指摘も出ている。

22 日、関連業界によると、SK ハイニックスは東芝とサンディスクが東京地方裁判所に提起した技術漏洩による「不正競争防止法の違反」に関する訴状を受けた。東芝は自社の提携会社であるサンディスクの元従業員が NAND フラッシュに関する技術を SK ハイニックスに提供したとして、今年 3 月、警察に通報し、裁判所に提訴した。

当時、読売新聞の報道直後、警察が四日市市にある東芝工場で勤務していた従業員杉

田吉隆氏を技術営業秘密開示の容疑で逮捕した。そして翌日にはすぐ訴訟が提起されるなど、警察と民間、マスコミが組織的かつ有機的な動きを見せた。東芝などはSKハイニックスに対して1兆1,113億ウォンに上る損害賠償およびNANDフラッシュの販売差し止めなどを要求した。1兆1,113億ウォンはSKハイニックスの四半期営業利益に相当する巨額だ。

SKハイニックスは以前、米のラムバスと13年間にわたって特許紛争を続けたあげく、5年間計2,720億ウォンで包括的特許ライセンス契約を締結することに合意し、解決に至った。相次ぐ訴訟は、世界のメモリー半導体市場でシェア2位を占めているSKハイニックスの成長に対する競合企業の危機感が反映されていると見られる。

調査会社のアイサプライによると、今年第1四半期基準で、NANDフラッシュ市場のシェアはサムスン電子が37.4%でトップであり、その次が東芝(31.9%)、マイクロン(20.1%)、SKハイニックス(10.6%)の順だ。SKハイニックスは、市場シェア2位を占めているDRAMを追い風に、グローバル半導体売上げ順位で東芝を抜いて第6位に上った。売上げ規模は前年比42.8%も増加している。

業界では、今回の訴訟によるSKハイニックスへのダメージは限られていると判断している。現代証券リサーチセンターのパク・ヨンジュ研究員は「今の状況で裁判の結果を見越すことはできないが、最悪のシナリオを想定するとしても3,000億ウォン程度の被害額が予想される。SKハイニックスのファンダメンタルに及ぼす影響はさほど大きくないだろう」と述べた。

SKハイニックスのみならず韓国産業に対するグローバル企業のけん制が近ごろ相次いでいる。アップルとサムスン電子間のスマートフォン特許に関する訴訟はもちろん、デュポンがコーロン・インダストリーを相手に提起した「アラミド」繊維の営業秘密侵害訴訟、新日本製鐵がポスコを相手に提起した高機能鋼板の製造技術開示訴訟、米国の二次電池メーカーであるセルガードがLG化学を相手に提起した特許訴訟などが現在も続いている。米特許庁によると、昨年3月基準で米企業が韓国企業を相手どって起こした訴訟は約100件で、そのうちサムスン電子が43件、LG電子が31件、パンテックが11件、SKハイニックスが7件、現代自動車が6件だった。

ただし、このようなグローバル企業の訴訟によって韓国産業が萎縮すると断定することはできない。デュポンとコーロン・インダストリー間の営業秘密侵害の控訴審において、米裁判所はデュポンのアラミド製造技術がすでに過去の訴訟を通じて公開されただけに営業秘密に該当しないとして、1審の判決を破棄差し戻しにした。

にもかかわらず、グローバル企業の提訴が相次いでいる理由は、競合企業である韓国企業が訴訟費用などのコスト負担による合意または敗訴への懸念による投資萎縮などを狙っている可能性がある。

そのため、韓国企業も積極的な対応に乗り出している。サムスン電子の場合、米国に特許買収専門企業「インテレクチュアル・キーストン・テクノロジー (IKT)」を立ち上げた。サムスン電子と SK ハイニックスは昨年、グローバル特許紛争に共同で対応すべく、包括的特許クロスライセンス契約を締結した。

政府レベルでは、公正取引委員会が無差別に特許訴訟を起こすパテントトロール (NPE) を規制する方策を年末まで立てるとの計画だ。

パク・ジョンイル記者

### 3-6 LG 化学 - セルガード、セパレータに関する特許紛争が本格化

デジタルタイムズ (2014. 7. 24)

LG 化学と米国の二次電池セパレータメーカーであるセルガードの特許紛争が本格化した。

関連業界および海外メディアによると、米ノースカロライナ西部連邦地方裁判所は、21 日 (現地時間)、セルガードが LG 化学を相手取って出したリチウムイオン電池の販売差し止めの請求を受け入れた。

セルガードは、LG 化学が自社の特許を利用したセパレータで電池を製作し、米の取引先に提供したということで、昨年 1 月、米ノースカロライナ西部連邦地裁にセルガードが保有している二次電池のセパレータ「586 特許」の侵害訴訟を提起した。そして 3 月には販売差し止めに請求した。

それに対して LG 化学は直ちに販売差し止めの執行停止を申し立て、米裁判所も受け入れた。今現在、LG 化学の米国内生産および販売は滞りなく進んでいる。さらに LG 化学は、米ワシントン DC にある連邦巡回控訴裁判所にセルガードの販売差し止め請求の引用決定の再審を要請している。

LG 化学は米ミシガン州ホーランド市に電気自動車用の電池工場を稼動中であり、米国

内でGM、フォードなどのメーカーに電池を供給している。LG化学はこれに関して「独自の技術であるため、セルガードの特許を侵害する理由が皆無な上、そもそも全く違う方式の技術だ。セルガードを訴訟に積極的に対応していく」と述べた。

一方、業界ではセルガードが勝訴する可能性は低いと見ている。業界の関係者はセルガードが保有している「586 特許」について、電池のセパレータにコーティングするとその基本的な概念は類似しているかもしれないが、安全性を強化しただけで、当該技術を使用すると電極の移動速度が低下するため、セルガードさえも商用化していない技術だと指摘している。それにLG化学は2010年、電池の安全性強化セパレータ(SRS)技術に関する特許登録を完了済みの状況だ。同特許は、セパレータに微細な気孔を形成することで安全性を強化する一方、性能は安定的に維持する技術だ。

パク・ジョンイル記者

### 3-7 キヤノン、「感光ドラム」の特許訴訟で韓国企業に勝訴

電子新聞(2014.7.24)

キャノンと韓国プリンターメーカーであるアルファケムの「感光ドラム」プリンターに関する特許権訴訟がキャノンの勝訴をもって終了した。この結果により、韓国のプリンター部品産業全体が破産の危機に迫られている。

24日、韓国の大法院1部は、キャノンが韓国の感光ドラムメーカーであるアルファケムを相手取って提起した損害賠償請求訴訟の上告審において、原告の一部勝訴を判決した原審を確定した。

大法院は「アルファケムがキャノンの特許権を侵害した事実が認められる。アルファケムはキャノンに対して15億6,400万ウォンを損害額として賠償すること」を判示した。

そして「アルファケムによる特許侵害の是非判断や損害賠償額の算定方法に関する原審の判断は、法理誤解の間違いがない」と明らかにした。

キャノンは、レジャープリンタートナーの重要部品の一つである「感光ドラム」を搭載する際に使われる三角形のギア装置の製造法をアルファケムが盗用したとして、特許権訴訟を提起した。

これに対して、第1・2審は「キャノンの特許商品に対する新規性または進歩性が否

定されない」とした。

キャノンは 2001 年から感光ドラムを供給しつつ、三角ギアの部品も提供してきた韓国企業に対して相次いで訴訟を提起し、勝訴した。

業界の関係者は「現在、アルファケムを始めとするほとんどのプリンター部品メーカーは、訴訟の影響で深刻な経営難に陥っている。特に、今回の判決により、産業界全体が壊滅の危機に追い込まれつつある」と述べた。

ソン・ヒョンヒ記者

## デザイン (意匠)、商標動向

※今号はありません。

## その他一般

### 5-1 有機 EL の封止技術の特許出願が急増

韓国特許庁(2014. 7. 21)

世界初で薄型・高画質の 77 型曲面型の有機 EL テレビが発売を控えている中で、有機 EL テレビの量産化に成功した真の功労者として、有機 EL の封止技術が注目を集めている。

有機 EL の表示装置は従来のその他ディスプレイに比べ、発光効率が高く、輝度や視野角が優れている上、応答速度が速いというメリットにより、次世代のディスプレイとして脚光を浴びているが、酸素や水分などに露出されると有機 EL の有機物質や電極がすぐ変質(酸化)し、有機 EL の表示装置としての機能が大幅に低下するため、35,000 時間以上の動作寿命を求めるテレビ分野においては量産化が困難な状況だった。

しかし、最近水分遮断性能を向上させた接着フィルムを使って有機 EL を封止する技術が開発され、有機 EL 表示装置の寿命や耐久性、耐衝撃性が大きく改善された。そのため、有機 EL の封止技術は有機 EL 表示装置の寿命と歩留まりを決定する重要技術として浮上しつつある。



特許庁(庁長キム・ヨンミン)によると、有機 EL の封止技術に関する特許出願は 2009 年に 111 件、2010 年に 121 件、2011 年に 121 件、2012 年に 157 件、2013 年に 221 件であり、特にここ 2 年間で大幅に増加していることが分かる。

その中でもフリットガラス封止技術とエッジ封止技術に関する特許は、2013 年にそれぞれ 24 件と 32 件で 2009 年の 32 件と 28 件に比べると、伸び率は多少伸び悩んでいる反面、薄膜封止技術と接着フィルム封止技術は 2013 年にそれぞれ 104 件と 47 件で、2009 年の 34 件、10 件に比べると 3 倍～5 倍の増加を見せた。

出願の内容を見ると、主に小型有機 EL やスマートフォンなどに使われるフリットガラス封止とエッジ封止の場合、封止用のガラスと有機 EL 基盤の間に乾燥剤や充填材などを注入して内部への水分の侵入を防ぐか、機械的強度を増大させる技術が多い反面、薄膜封止の場合、有機 EL の上部に無機膜または有機膜の単一膜を蒸着する代わりに、無機膜と有機膜が交互に形成される多層膜を蒸着することで、水分の浸入を完全防止する技術が多く出願された。

また、有機 EL 表示装置の大型化とフレキシブル化に適した接着フィルム封止の場合、圧着プレートやローラを利用して、接着フィルムを有機 EL の上部に加圧するか、硬化型接着剤が含まれた接着フィルムを加熱し、有機 EL と接着フィルムの上に隙間が生じないようにすることで水分の浸入を防ぐ技術が主となっている。

ディスプレイ機器審査チームのイン・チボクチーム長は「接着フィルム封止は、薄膜封止に比べて工程が簡単で、柔軟性があるため、今後は国内企業が接着フィルムとこれを利用した封止技術の研究開発をさらに強化して、有機 EL 表示装置分野における国際競争力を向上していく必要がある」と述べた。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスし、「unsubscribe」ボタンをクリックしてください。

[http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW\\_GIj5ntM53\\_3CF1ZAZAZ](http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ)

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム